令和4年4月20日 福祉保健部福祉保健課指導監査室 ☎0823-25-3520

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第50条第1項の規定により、次のとおり、事業所の指定の一部の効力停止を行いました。

1 事業概要等

- (1) 法人名 社会福祉法人ふれんず
- (2) 所在地 呉市中通一丁目2番38号
- (3) 代表者 理事長 塩谷 茂
- (4) 事業の種類 就労移行支援・就労継続支援B型
- (5) 対象事業所名等

事業所名	所 在 地	事業所番号
ひかり作業所	呉市中通一丁目2番38号	
(従たる事業所)		3410500635
ふくろうの里	呉市中通二丁目7番5号	3410000030
若椿作業所	呉市広古新開二丁目1番5号	

2 処分内容等

- (1) 処分の内容 指定の一部の効力停止(6か月)
- (2) 処分年月日 令和4年4月20日
- (3) 効力発生日(期間) 令和4年5月1日~令和4年10月31日
- (4) 処分の理由

平成28年10月から令和3年11月までの間,利用者の個別支援計画の作成に係る 一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず,個別支援計画未作成減算を行わず, 給付費を不正に請求し,受領した。

3 返還額

33,004,258 円 (給付費 23,574,470 円,加算額 9,429,788 円)

※ 法第8条第2項に基づき,返還させる額に100分の40を乗じて得た額を加算し返還させる。